

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

1審原告 松田正 外186名

1審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成27年6月26日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 山 内 喜



弁護士 中 室



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 62	日本被害地震総覧 599-2012 (抜粋)	写し	H25. 11. 15	宇佐美龍夫ほか	天正地震の震源が内陸部にあること
乙 63	プレスリリース「平成 23 年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設への地震動及び津波の影響に関する安全性評価のうち天正地震に関する津波堆積物調査の結果について」	写し	H23. 12. 21	1 審被告 日本原子力発電株式会社 独立行政法人 日本原子力研究開発機構	津波堆積物調査, 文献調査及び神社聞き取り調査結果から, 天正地震時において『兼見卿記』ヤルイス・フロイスの『日本史』に記載されているような大規模な津波は発生しなかったと考えられること
乙 64	「若狭湾沿岸における天正地震による津波」に対する見解(案)	写し	H24. 1. 25	原子力安全・保安院	天正地震による津波について, 原子力安全・保安院は, 「これまで得られている文献調査や水月湖等での調査等の結果を踏まえると, 古文書に記載されているような天正地震による大規模な津波を示唆するものは無いと考えられる」との見解を示していること なお, 「(案)」となっているが, 平成 24 年 1 月 25 日の原子力安全・保安院「地震・津波に関する意見聴取会」において, この内容がそのまま承認されている。

乙 65	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	写し	H26. 7. 9	原子力規制委員会	<p>新規制基準において、基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものを策定することとされていること</p> <p>なお、原審で提出した乙 39 は、一部を抜粋したものである。</p>
乙 66	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 176 回議事録（抜粋）	写し	H26. 12 以降	原子力規制委員会	平成 26 年 12 月 19 日の第 176 回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、本件発電所の基準津波が概ね了承されたこと